

竹原市人権擁護並びに 部落差別撤廃に関する条例

平成8年4月1日
条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念を尊重し、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と、市民一人ひとりの人権が擁護される都市の建設をめざし、差別のない明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の施策)

第2条 市は、第1条の目的達成のため、人権擁護に関する必要な行政施策を、総合的・計画的に推進するとともに、部落差別撤廃をめざす諸事業に関しては、関係法令の十分な活用はもとより、本市財政の健全な運営の確保に努めつつ推進し、あわせて市民の人権意識の高揚を図るものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、差別のないまちづくりに努めるものとする。

(実態調査等)

第4条 市は、第2条の行政施策の策定ならびに行政推進の指針とするため、必要に応じ、実態調査等を行なうものとする。

(啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、啓発活動の充実に努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。